

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第3回）議事概要

1 日 時 平成24年7月13日（金） 15:00～17:16

2 場 所 中央合同庁舎4号館4階 共用第2特別会議室

3 出席者

【委員】

津谷委員（座長）、安部委員、北村委員、白波瀬委員、樋口委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省大臣官房統計情報部、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、大阪府総務部

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、空閑内閣府大臣官房統計委員会担当室調査官、浜東総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官、金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官

4 議 事

- （1）第2ワーキンググループ第1回会合及び第2回会合において確認すべきとされた事項について
- （2）第2ワーキンググループ審議結果報告に盛り込むことが望ましいと考えられる事項（重点的な審議課題関係）について
- （3）重点的な審議課題以外の項目に関する質疑応答

5 議事概要

- （1）第2ワーキンググループ第1回会合及び第2回会合において確認すべきとされた事項について

① 雇用・労働関係統計調査における対象選定及び世帯統計調査における調査設計について

資料3に基づき、厚生労働省から説明の後、審議が行われた。主な意見及び回答は次のとおり。

- ・ 世帯統計調査の関連で、統計法施行状況報告（以下「施行状況報告」という。）に記載されている「国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これら調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。」については、「実施予定②」となっているが、これは、今回は実施できなかったが平成28年に実施するという理解でよい。
- 施行状況報告のとおり、平成28年調査で標本規模を拡大することを目標に調査員の負担軽減方策の検討も含めて、試験調査等を行っていきたいと考えている。
- ・ 雇用・労働統計調査の対象産業が16大産業や15大産業であったり、対象規模に民営事業所が入っているもの入っていないもの、更には、賃金構造基本統計調査の対象規模も毎月勤労統計調査と同じように見えるが資料中の注意書きを見ると異なっている。これら関連各調査の対象規模等の違いは、どうしてこのようになったのか。
- 雇用関連統計の毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査等については、5人以上の常用労

働者を雇用する事業所を対象としている。雇用構造調査の対象規模はこれまで毎回、必ずしも同一ではなかったが、今後は対象産業及び対象規模を統一して実施していきたい。賃金構造基本統計調査については、歴史的な経緯があり、昭和 50 年代以前は 3 年おきに 5 人以上の事業所を対象に大規模調査を実施し、中間年には 10 人以上の事業所を対象に小規模調査を実施してきたが、昭和 57 年以降は、10 人以上の常用労働者を雇用する事業所及び 5 ～ 9 人の常用労働者を雇用する事業所であり、かつ、5 ～ 9 人の常用労働者を雇用する企業に属するもの限定して毎年実施している。

- ・ 賃金構造基本統計調査について、今後、対象規模の見直しは行わないのか。
→ 仮に他調査と同じ規模で調査することになると、母集団が 60 万から 70 万事業所増加となり、これに伴いサンプル数も約 2 万事業所位を増加する必要があり、その実現は予算の制約上かなり厳しい状況である。
- ・ 雇用・労働統計の体系としての比較可能性をどのように考えているのか。
→ 個々の調査の対象規模はなるべく統一することにより調査間の比較可能性が高くなり、利便性の観点からも望ましいと考えているが、賃金構造基本統計調査のように予算制約等の個別事情もあり難しい面がある。
- ・ 歴史的な背景も理解できるが、現時点での統計間の比較可能性を意識した方がよいのではないか。こうした横断的な調査間の関係について将来的な方向性としてどのようにお考えなのか。
→ 予算的な問題、歴史的な背景もあり、すぐに比較ができるような形にするのは難しいが、比較可能となるように、調査対象、産業規模、対象産業などできるところから統一をしていきたい。
- ・ 調査のサンプルフレームを変えることについては、時系列の連続性を考えると、特に基幹統計では難しいが、ある程度は表章で対応できるところがあるのではないかと考えられる。
- ・ 雇用・労働統計調査は、地方労働局等を経由して調査を行っているが、協力状況等はどのようになっているか。
→ 統計調査の系統としては、毎月勤労統計調査は各県の統計主管課経由、賃金構造基本統計調査及び雇用動向調査は労働局経由、雇用構造調査などは通信（郵送）調査により実施している。調査対象からは、賃金構造基本統計調査については、回答の必要性や、男女別や一般・パート等の項目別の記入負担が大きいこと、また、雇用構造調査については、中小の事業所は調査に対応できる職員が少ないことから事務負担が大きい等の照会や苦情が多いと聞いている。
- ・ 同一企業内での就業形態の転換の状況は、既存の統計調査では、把握されていないのではないか。例えば、雇用動向調査における「臨時・日雇い名義から常用名義に切り替えられた者」の数は、非正規雇用から正規雇用に転換した者の全体像を把握したものではないと考える。

② 「各種統計における雇用者に関する用語・概念の整合性について」及び「厚生労働省の各種統

計における労働者に関する用語・概念等の整理について」

資料2により総務省政策統括官室から、資料4により厚生労働省から説明の後、審議が行われた。主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

- ・ 資料2の(2)の毎月勤労統計調査、雇用動向調査、労働経済動向調査については、「呼称・契約形態による区分」ではなく、1日又は週所定労働時間が一般より短いかで区分されているので、訂正が必要。
 - ご指摘の通り記載誤りだとすれば、異なる視点からの区分でありながら同じような用語を用いているということになる。
 - そのような点も含めて、用語の整理をしていきたい。
- ・ 資料2の1枚目で「3 用語の整合性確保に向けた工程」となっているが、概念は検討しないのか。
 - 概念を含めて見直しの検討をしていただくことが望ましいと考えている。
- ・ 厚生労働省においても用語の概念、定義を含めて検討を行い、その中で調査事項も変更があり得ると理解してよいか。
 - 概念も定義も含めて検討を行い、これからの検討による整備方向によるが、定義や概念が変われば調査事項も変更される可能性はある。
- ・ 毎月勤労統計調査の常用労働者の3つの要件別（①期間を定めずに雇用、②1か月を超える期間を定めて雇用、③日々又は1か月以内に調査日前2か月にそれぞれ18日以上雇用）に把握することは可能なのか。
 - 現行調査票では、常用労働者数を3つの要件に分けた把握をしていないが、そのことも含めて検討していきたい。
 - 別々に把握するには調査票の改正が必要となるが、若干変更することにより対応可能なものもあろうかと思うので、今後の諮問やその他の関連審議の際に考慮してもらいたい。
- ・ 全体を通じて見ると、労働者、雇用者、従業者の使い方が統一されていない。それぞれの統計調査においても使われている言葉に相違があることから、個々の調査の用語の整理だけではなくて、上位概念の整理が必要である。それには、調査実施部局に限らず、総務省政策統括官室でイニシアティブをとって対応することが好ましい。
- ・ それぞれの調査において目的等異なるために概念が若干異なってくることは理解できるものの、だからといって横の関係を無視してよいわけではない。横並び的に同一にすることは難しいにせよ、それぞれが上位概念を共有することが望ましい。個別調査については、若干異なるところがあるにしても、常にそれらは上位概念とリンクし、できるようにすることが必要ではないか。統計の国際比較の観点からも努力が必要である。→ 雇用者、労働者の問題については、第1回会合においてもご説明させていただいたが、例えば、経済センサスでは、雇われている者を示す用語として雇用者を用いており、一方、労働者という用語は、労働基準法や雇用保険法など政策との関連が強く、それら法律の関係から関係様式にも労働者という用語を使用している。これらの言葉を調査客側がどのように受け止めるか、あるいは政策上でどのよう

に扱われているか等、色々な観点で検討しなければいけないと考えている。

- ・ 資料2の別添に従業上の地位の区分が整理されているが、例えば、就業者や有業者の区分があるが、労働者はどの範囲を示すのかなど一般のユーザーにもわかるような整理や説明が必要ではないか。
- ・ 用語の整合性の確保に向けた工程について、どれくらいの検討期間を見込んでいるのか。
- 厚生労働省を除く各府省における用語の共通性の確認等は長期を要することはないと思うが、厚生労働省の場合は、政策との関連もあり、ある程度の時間が必要ではないかと予想している。
- 厚生労働省としては、検討の第1段階として、なるべく早く検討を進めてまいりたい。ただ、法的に規定されている事項の検討もあることから、検討期限を現時点で告示することは難しい。
- ・ 資料2は、用語を比較したものであるが、一部でも良いので統計間の整合性をみる観点から、具体的な数値で比較できるような資料の情報提供を願いたい。
- 関心の高い統計間の比較データについては、関係調査の実施者が情報提供の努力をする必要があると考える。総務省からの資料提供については、今後、第1段階において、厚生労働省を含め各省において、用語の整理だけではなく、データの乖離も含め、検討されることと思うので、その結果を踏まえ検討することとしたい。
- ・ 用語・概念の整合性の検討の第1段階で各府省が個別に検討し、第2段階で各府省横断的な検討を行うこととなると、第2段階で用語の名称も変わることがあり得るのではないか。第1段階から府省横断的な用語を念頭におきながら検討することが必要ではないか。
- 関係各府省が、第1段階の検討を行うに当たり、第2段階の府省横断的な検討に留意することは当然のことと考える。

③ 学校教育関連統計調査のこれまでの主な見直し及び今後の予定について

資料5に基づき、文部科学省から説明の後、審議が行われた。主な意見及び回答は次のとおり。

- ・ 今後、文部科学省の基幹統計について、必要に応じ統計委員会に諮問を行うこと、また、継続的により良い統計を作成するための検討を進めていくことを十分認識していると理解してよいか。
- 大きな変更等を行おうとする場合は諮問を行う。また、より良い統計を整備していくために継続的に検討を行うことは当然である。
- ・ 社会人学生として企業に在籍しながら大学院に通うケースが多くなっている。学校基本調査では、卒業後の就職状況を把握しているが、こうした社会人学生が卒業後に元の企業に戻ったのか、あるいは別企業に就職したかの区別が出来ない等のこともあるので、流動的な社会状況の変化にどのように対応していくのか考えてもらいたい。
- 学生の就職をどのようにとらえるべきかは、難しい問題である。今後、研究していきたいと考えている。

- ・ 学校基本調査の結果は大変重要な統計である。大学も多様化される中で、社会人学生等の状況の把握は中長期的な課題であると考ええる。また、社会教育調査についても生涯教育の観点からも重要であり、今後、中長期的な検討が必要である。

(2) 第2ワーキンググループ審議結果報告に盛り込むことが望ましいと考えられる事項（重点的な審議課題関係）について

資料6に基づき、事務局から説明の後、審議が行われた。主な意見及び回答は次のとおり

- ・ 資料2の1(1)③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方で、ワークライフバランス関係の調査項目が総合的に把握できていないので、ビジネスレジスターと関連統計のデータを接合して把握していくことが提案されているが、例えば新規調査が必要なのか財政上の問題もあるので既存調査を活用する方法が良いのかなどの議論が必要ではないか。
- 素案として提案させていただいたものである。委員ご指摘のとおり、厳しい財政状況の中で新たな統計調査の創設や関連項目を大幅に増加することは困難な状況もあり、提案は現実的な選択肢としての一つであると考えている。
- 統計調査におけるワークライフバランスの調査項目については、着実に増加している。それらの調査結果を見て、全体像を整理した上で、改めて改善の必要性を検討する必要があると考える。
- ・ 今後の施策の方向性として、そうした趣旨であるならば理解した。
- ・ 資料6の1(2)において、国勢調査関係の記述部分については、「3. 社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備」の箇所ですとまとめて書くことも考えられる。
- また、雇用・労働関係統計については、用語の統一や調査間の調査事項の見直しも必要である。歴史的な背景もあるが、中長期的には雇用・労働統計の体系自体を見直す必要があるのではないかと。動態統計と構造統計の関連づけの整理も考えられることから、今後の施策の方向性として提案してもよいのではないかと。
- 国勢調査の記述については、ご意見を踏まえて検討したい。また、雇用・労働統計体系の見直しや調査間の整合性の確保については、中長期的な課題であると考えるが、今後の方向性に記述できるか検討したい。
- ・ 資料6の3ページ目「2. 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」の審議で、常用労働者の定義は、一般的に言う「正規」とは異なることが明らかになった。雇用構造調査で把握することとしている「非正規」についても、何を意味するのかなどを明確にしておく必要がある。そのような意味で、「非正規」を雇用構造調査や雇用動向調査で把握していくことだけでは不十分である。
- また、本審議外かもしれないが、各府省が、将来に向けてITを活用した調査方法をどのように考えているのか、いつか機会を設けて、お聞かせいただきたいと考えている。
- 「非正規」の把握については、正規労働者、非正規労働者が明確に区別できるように見直す必要があるという趣旨か。
- ・ 正規、非正規については、常用労働者とそれ以外という形で把握しているので、これで、正

規、非正規を把握しているということにはならないのではないか。

(3) 重点的な審議課題以外の項目に関する質疑応答

資料7に基づき、第1回及び第2回会合において審議した事項について、確認すべき事項を求めたが、特に発言はなかった。このため、各委員に対して後日意見があれば提出いただきたい旨が伝達された。

(4) その他

次回は7月23日(月)17時から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>